

『金融労働調査時報』2007年1月No672

金融労働調査時報と金融労働運動の50年

銀行労働研究会 田中均

はじめに

銀行労働研究会（銀労研）は、昨年創立50周年をむかえ11月28日には記念講演を開催しました。1956年の全国銀行従業員組合連合（全銀連）の解散に際して、銀行労働研究会は全銀連が発行していた「全銀連調査時報」と「ひろば」2誌を、前者は「銀行労働調査時報」と改題して継承しました。全銀連は1947年に都市銀行や地方銀行など57単組約10万人の組合員で結成され、解散に至るまで銀行労働者の生活と権利を守り発展させるだけでなく、国民的視点から金融のあり方を追求するなどの取り組みを行い、「調査時報」「ひろば」の2誌はその活動を担うものでもありました。

全銀連解散後、銀行労働組合は市中銀行従業員組合連合会（市銀連）、地方銀行従業員組合連合会（地銀連）、外国銀行従業員組合連合会（外銀連）などの単産や、日本銀行従業員組合、農林中央金庫従業員組合、商工中金職員組合などの上部団体非加盟組合として活動を継続していきます。銀行労働研究会は全銀連の調査研究活動を継承し、「調査時報」「ひろば」の編集発行や研究会活動を通じて運動の一翼を構成し続けました。

その後、金融をめぐる環境が大きく変化する中、とくに1990年代以降、金融業態の相互参入が進展する中で、2001年に上記2誌を「金融労働調査時報」に統合して今日に至っています。

金融労働運動の必要性から生まれた

以上の経過から「金融労働調査時報」の創刊は「全銀連調査時報」の第一号にまでさかのぼります。しかし、銀労研に保存されている「調査時報」の合本の「全銀連調査時報」は第2号からです。最初の「第1号」は「9原則資料特集第

1号 全銀連調査部編」となっていて「第2号」から「全銀連調査時報—9原則資料特集—第2号」となり「第1号」「第2号」ともに、1948年12月のアメリカ政府による「経済安定9原則」関連資料の紹介が行われています。

また、編集主体も「第1号」は「全銀連調査部編」とあり、「第2号」は「全国銀行従業員組合連合会」、「第3号」が「全銀連書記局調査部」と変わり「第4号」から「全国銀行従業員組合連合会調査部」となっています。さらに、1951年5月発行の「第15号」まではガリ版刷りで、「第16号」から活版印刷になっています。こうしたことから、結成間もない10万人の労働組合が、まず情報や資料を普及することの運動上の必要性に迫られて作成・発行が始められ、発行を重ねていく中で「調査時報」としての形が出来上がっていったことが理解できます。

言い換えると、運動の必要性の中に原点を持つということでありこの点が、私たちの「調査時報」を貫く必須の特徴として今日まで継承されているものです。「全銀連調査時報」にまでさかのぼると60年間の歴史となります。その全銀連の時期については、銀労研も執筆・編集に全面的に協力して出版された「銀行労働運動史—全銀連の時代」（地銀連編・大月書店刊、1982年）に克明に記録されています。

立場の違いの場を超えた討論の場

運動の必要性に原点を持っている点が「調査時報」の必須の特徴としましたが、同時に「調査時報」「ひろば」は運動にかかわるさまざまな人が、意見と立場の違いを超えて議論・交流する場でもありました。全銀連分裂直前の1956年1月号では、後に富士銀行頭取となる端田泰三氏が富士銀行従組の立場で、前年11月に開催された全銀連第20回大会を顧みて「もっと身近な問題に立ち帰り、全銀連の全組織を守るために地道な努力を続けて行きたい」と訴えています。

また、それからほぼ20年を経過した1975年1月号では全国銀行協会連合会常務理事の北原道貫氏による「銀行の社会的責任」が掲載されています。これは前年の11月に開催された「銀労研セミナー」での講演を文章化したものですが、北原氏は冒頭で全銀協の常務理事として銀労研

セミナーで講演することにはためらいためらいがあるとしつつ、企業の社会的責任論発生の背景から銀行の社会的責任にいたるまでを率直に論じています。

専門家・研究者に支えられて

「調査時報」の50年間の内容を振り返ると、大きく分けて、①金融のあり方や金融政策にかかわるものと、②金融労働者の労働実態、権利、闘いにかかわるものがあります。この①と②はそれぞれが広範に及ぶ課題からなり、50年間を限られたスペースで総括することは困難です。①の金融のあり方＝国民のための金融を追求する課題に、全銀連の時代から一貫して大きな位置づけをおいて取り組んできたことは「調査時報」のひとつの特徴となっています。それを可能にしたのは、銀労研を親身に支えてくれた、多くの専門研究者の支援です。

一例を挙げると、「調査時報」でアメリカの地域再投資法(CRA)について紹介し、国民のための金融をめざす運動にひとつの視点を提示しました。この地域再投資法の考え方は、その後地域金融、中小企業金融のあり方を追求する運動を支え、現在中小企業家同友会が全国的に展開している金融アセスメント法制定運動にも基本的な視点を提供しています。この取り組みは、アメリカの金融に精通した専門家が、現地調査を含め地域再投資法に関するアメリカでの議論と運動を紹介し、実際にアメリカで地域再投資法にかかわる運動を行っていた活動家から直接報告を受けるなどの条件に恵まれました。

地域再投資法を最初に「調査時報」で紹介したのは1992年7月号「米国『地域再投資法をめぐる最近の状況』」(中央大学高田太久吉教授による報告)ですが、編集部がこの課題に積極的に取り組んだのは、金融労組や研究者からアメリカの地域再投資法をぜひ紹介してほしいとの要望を受けた結果です。これは金融労働運動が一貫して国民のための金融の実現、特に中小企業金融の充実を求めて取り組みを積み重ねてきた蓄積の上に立った要請に応えたものです。

金融労働運動の高揚と労働組合への攻撃

こうした、金融政策をめぐる議論は「調査時報」50年の大きな柱となっていますが、ここでは②の金融労働の「運動」に関してこの50年間で大きな画期をとっている金融労組に対する組織攻撃とそれに対する闘いを「調査時報」に掲載された「報告」や「レポート」によって、見ていきます。

全銀連結成(1947年)から分裂(1956年)にいたる時期は、終戦直後の混乱の中で戦前の「身分制的年功賃金」体系が崩壊し、生活を維持するための賃金闘争が激しく展開されます。この時期、銀行労働組合は1953年の2週間に及ぶ福岡銀行のストライキを皮切りに54年長崎相互銀行(2週間)、山梨中央銀行(11日)などストライキが相次ぎ、「調査時報」N049(1954年10月号)には青森銀行本店24時間スト、第四銀行34カ店8日間全面スト、北陸銀行時限スト、鹿児島銀行本店全面ストなど相当数の銀行労組がスト権を行使していることが記されています。

こうした運動の盛り上がりの中で、銀行経営者からの攻撃が強まり、1956年に全銀連が分裂します。

全銀連分裂後、前述のように市銀連、地銀連等に分かれて運動を継続していきます。そのなかで地銀連は29単組約3万名で発足し、1959年に全損保(全日本損害保険労働組合)と協力して「賃金綱領」の作成運動に取り組み、1960年の賃上げ統一闘争は大きく盛り上がり、千葉銀行の2ヶ月に及ぶ全面ストや、地銀連東北地協が数次の統一ストを行う中で全単組が大幅な賃上げを実現。運動の前進の中で組織拡大も進み1961年には36単組、組合員数4万2000名に達します。

また、1961年8月に全金融労働者の共闘組織結成を目指す8・11アピールが金融10単産1単組(地銀連、全相銀連、外銀連、全信労、全損保、全生保、全外連、全労金、公庫労協、全証労協、日本信託労組)によって出され、11月には第一回金融共闘全国代表者会議が開催されます。

こうして金融労働運動の高揚と広がりがピークを迎えたときに、金融機関経営からの激しい組織攻撃も本格的に始まります。地銀連では1960年に岩手殖産銀行(現岩手銀行)従組で組合分裂攻撃が表面化。この後、各地の銀行での厳しい組合攻撃が行われ脱退、組合分裂が相次ぎ地銀連は1971年には9単組620名の少数組合となりま

す。
10年間で4万2000名から620名となる猛烈な組織攻撃を受けましたが、これは地銀連だけではなく、多数の金融労組が同様の攻撃を受けています。「調査時報」1961年9月号では上条貞夫弁護士による「最近の金融労組に対する不当労働行為の特徴と法的問題」を掲載しています。その中で上条弁護士は地銀連の岩手殖産銀行従組、千葉銀行従組への攻撃と合わせて、暴力団が観光バス2台に分譲して、東京都内16の支店で労働組合員に襲いかかったという東京信用金庫や、長崎相銀、日本信託銀行での不当労働行為をあげて、労働者の団結への攻撃の本質を解説しています。

金融労組への不当労働行為、組織攻撃が強まる一方で金融労働者のたたかいもさらに大きく広がっています。「調査時報」1962年4月号の「画期的な3・28闘争」という記事には「金融共闘の第一波実行使の3月28日には70組合以上がストライキを行った」とあります。ストライキを行った単組として、たとえば全相銀連では24時間全面ストライキを3単組、19単組が30分～半日ストを行ったと単組名が列記されています。

また金融共闘傘下の組織化も進み、同じ記事で「相互銀行、信用金庫・信用組合の組合結成は、金融共闘の中でかつてなく急速に進んでいる。3月に相銀では仙台の振興相互(現仙台銀行)、大阪の大正相互が組合を結成して全相銀連に加盟し、網野、宮津(以上京都)、長崎信用などが組合を結成して全信労に加盟した」とあります。

組合分裂の結果

こうした運動の広がりの中で、金融機関経営者による激しい組織攻撃が加えられます。労働組合の分裂が、どんな結果をもたらしたか。「調査時報」1974年6月号の「青森銀行労組の不当差別撤回闘争の発展」で当時青森銀行労組副委員長の村本昭さんは次のように書いています。

「青森銀行労働組合は昭和38年(1963年)末の厳しい銀行の分裂攻撃との闘いをすすめて来ましたが地銀連に対する資本の集中攻撃、分裂攻撃がいつそう強まってきた昭和40年(1965年)に分裂させられました。その結果現在(1974年)の勢力は第一組合140名、第二組合(青森銀行従業

員組合)約1500名という比率になっています。」組合分裂後、1968年に銀行は賃金制度に資格・職能給制度を導入し、第一組合員から職制への昇格者はなく同年齢の第二組合員との賃金・資格は大きく拡大していき、1974年の時点では格差の大きい組合員で年間賃金180万円の開きとなっていると報告しています(このときの有価証券報告書による青森銀行の平均賃金は男子事務で15万7609円となっていて、平均月例賃金の11倍以上の格差となる)。

労働組合はこの不当差別を是正させるという方針を決定しますが、具体的には取り組みが進まない状況が続きます。この点について村本氏は「守勢—差別撤回闘争初期の問題点」として「第二組合が妥結したら経済闘争は闘えない」「全体の労働条件の決定は『少数組合では困難である』」という考えが定着してしまっていたと報告しています。

「調査時報」1977年5月号では賃金差別撤回闘争の特集を組み、全損保東海支部、秋田相互銀行労組、昭和信用金庫労組、芝信用金庫従組による報告などを掲載。その冒頭に地銀連第27回大会(1976年)で決定された「賃金差別撤回統一闘争の総括—闘いを組織するまでの経過から全面解決まで」が掲載されていて、地銀連への組織攻撃の実態から全面解決にたる経過を詳しく総括しています。

その中で地銀連の差別是正闘争にについて「66年に提訴した大分・岩手の賃金差別是正の地労委闘争」が遅々として進まず、滋賀従組が69年12月に救済申し立てを行った滋賀地労委は2年余にわたって「調査」が繰り返され審問が開かれなかった事実を挙げ、差別是正闘争が当初停滞していたことを明らかにしています。

その理由として「(春闘時の)賃金闘争についても第二組合の要求決定までが勝負で、第二組合の要求が決定すると『もう先が見えた』として受身の闘いになりがちであった」「そうした力関係のもとで地労委依存の傾向が強かったことから」差別是正闘争の停滞が当然の結果であったと述べています。

守勢から攻勢へ

しかし、この停滞=「守勢」から攻勢へ転じる

大きな変化がやってきます。1970年3月に七十七銀行の15名に対する解雇・処分事件が宮城地労委で勝利し、4月には青森銀行労組の佐藤委員長の解雇事件と泉州銀行の鶴井委員長の解雇事件で相次いで勝訴。

前出の「調査時報」の報告で、青森銀行労組の村本さんはこの委員長解雇撤回に対する青森地裁での勝利決定が「守勢」から「攻勢」へと転じるきっかけとなったとし、この勝利決定が「非常に大きな確信を全組合員に与え」「守りの姿勢からようやく攻めの闘いに転ずる上での契機になった」とのべています。

こうした情勢の変化で70年春闘は大きく盛り上がり、地銀連全単組がスト権を確立し、ストライキ、門前集会、昼休みデモなどの行動を展開します。青森労組は1971年の大会で「守勢から攻勢へ」のスローガンを中心に「特に『経済闘争』での主導権を第一組合が闘いとることを確認し、年末臨給闘争で第2組合の3分の1に当たる400名からアンケートを回収。ストライキを背景に第2組合妥結後も闘い続け、分裂後初めて第2組合を超える具体的な成果を勝ち取ります。前述のように1966年の申し立て以来引き伸ばされていた大分銀行従組の地労委闘争は、68年から始まる職業病闘争と平行して闘われる中で、1972年3月、大分地労委は「1965年度の昇給・昇格を再査定し、同年齢者の平均を下回らない内容で是正せよ」という趣旨の救済命令を出します。この救済命令がほかの単組にも差別是正闘争で「闘えば勝てる」という確信につながります。

地銀連は1972年7月の第58回中央委員会で、賃金差別是正の統一目標を同年齢者の平均賃金（標準者の賃金）以上に是正させ、差別が発生したとき以降のバック・ペイを支払わせるとして、賃金差別統一闘争に取り組む事を決定。73年5月の臨時全国大会で単産スト権を確立し、中央闘争委員会に統一ストライキの指令権、団体交渉権、妥結件を付与します。

73年10月に滋賀銀行従組が最初に勝利解決をし、75年12月までに全単組で賃金・資格・職位の差別を要求どおり、または要求に近い水準で是正させ、バック・ペイ、慰謝料に相当する解決金7億2000万円（解雇撤回などの解決金を含めると8億8000万円）を勝ち取りました。

金融労組に対する攻撃が地銀連に限られたものでなかったことはいうまでもありません。「調査時報」1968年8月号には内藤功弁護士が「金融労働者に加えられた攻撃とそれに対する法廷闘争—全相銀連を中心に」で当時の全相銀連に対する攻撃の問題を解説し、闘いの方向を示しています。

1960年代以降、多数の民間企業労働組合に攻撃がかけられ、本来の労働組合機能を発揮できない労働組合へと変質させられました。金融機関労働組合もその対象となり多くの労働組合が攻撃を受け、それに対する反撃の闘いが行われました。地銀連の闘いはその一部を構成するものです。同時に、地銀連への攻撃とそれに対する反撃の闘いは、象徴的な事例となっています。単産レベルで4万2000人が分裂・脱退の中で620名にまで減少し、ある意味で必然的に守勢に追い詰められる。

以前に、長く地銀連の中心で活躍された大先輩が「相次ぐ分裂・脱退の中で極限まで追い詰められた。どうしていいかわからないところまで追い詰められた。その極限状況を打ち破ったのが、差別是正の闘いだっただ」としみじみと述懐していました。この守勢を攻勢に転じ、さらに単産統一闘争として、全単組で全面解決を実現した点でも、その後の金融労働運動に大きな影響を及ぼした象徴的な闘いです。

戦後の賃金体系と職能資格制度

地銀連などの労働組合への攻撃は、多くの場合職能資格給制度の導入をめぐる賃金体系にかかわる闘いでもありました。賃金体系に関する、議論、調査、報告、分析は全銀連時代以来「調査時報」の相当量のページを割いてなされています。

次に、その点を見ていくと、地銀連への攻撃の始まる以前の時期、全銀連分裂前後の1950年代の賃金をめぐる状況について「調査時報」N0181（1965年8月号）の特集「戦後20年の金融政策と金融労働」では次のように分析しています。まず1949年から1954年に金融機関の再建・整備が端緒につき、新「戦後型の年功制度」が確立したと分析。続く1954年から1959年の時期には雇用の圧縮と年功制度の矛盾が表面化したと指摘し

ています。
この時期に「調査時報」では賃金をめぐる議論が活発になされています。終戦後の混乱の中で、戦前型の「身分的年功賃金制度」が崩壊し、とにかく生活できる賃金を求める闘いが進む中で、賃金制度が混乱状況に陥ります。その中から合理的な賃金体系をもとめる必要が労働側からも、経営側からも出されます。「調査時報」N0181で述べられている「戦後型の年功制度」は労働組合の影響力によって、生活給賃金の側面を強く持ちつつ同一労働同一賃金の原則を追求し、労働の質や能力をも視野に入れたものとされています。

このときに到達した「戦後型の年功賃金制度」を、経営者の個別労働者への評価＝査定によって決定する賃金制度に転換すること。今日から振り返ると、労働組合への激しい攻撃と同時に強行された職能資格制度の導入はそのような意味を持っていたことが明らかです。「調査時報」では、一貫して労働者の生活と権利を保障する賃金制度を追求する視点から調査、分析、闘いの報告の紹介に取り組んできました。その蓄積は1980年代後半に始まる新たな賃金制度＝コース別人事制度の導入に際しての分析と闘いに大きく生かされています。

また「能力・成果主義賃金研究会」を2003年11月から2005年4月まで9回開催し、成果主義賃金の実態、問題点、闘いの方向「調査時報」に掲載し、金融労働運動への視点を提供しています。

結びにかえて

銀労研が昨年50周年を迎えたその同じ年に地銀連、銀行労連、全信労の3単産が組織統合を実現して金融労連が発足しています。この金融労連の発足に際して、金融労組への攻撃に対する法廷闘争を今日にたまるまで支えてきた上条貞夫弁護士は、本誌「調査時報」2006年9月号に「金融労連結成と憲法」と題して次のように書いています。

「……1961年に金融共闘が結成されたとき、この運動の拠点となった単産、単組に対する資本の巻き返しが60年代以降はげしく集中した。分裂、解雇、差別、人権侵害の嵐が全国に吹き荒れた。しかし、したたかな運動が不屈に前進し、

数々の貴重な勝利をかちとった。私自身、この闘いの中で若い頃から何度も鍛えられた思い出は尽きない」

このようにご自身の経験を交えて闘いを回顧し、今日切迫した憲法改悪をめぐる情勢を訴え「これまでの権利闘争を振り返ってみると、どのひとつを見ても、人間として生きる基本的人権が、権利主張の根幹にあったことを、改めて思う」と指摘。その上で次のように期待をこめて締めくくっています。

「労働者の権利主張の根幹を奪う憲法改悪を許さない、歴史的な運動の中心を担う力。これまでの、したたかな闘いの実績の上に、金融労連が、今こそ改憲阻止のため、底力を発揮されることを期待してやまない」。

上条弁護士のこのメッセージは、直接には金融労連に向けられたものですが、権利闘争を闘ってきたすべての人々へのメッセージとなるものです。「調査時報」の50年を振り返るとき、金融労働運動に限定しても、労働時間をめぐる闘い、男女差別是正の闘い、職業病に対する闘い、金融機関の再編・切捨てに反対する闘い等々課題は無数にあり、限られたスペースで言及することは不可能です。ここでは、その象徴的な事例を振り返り、上記の上条弁護士のメッセージを、銀行労働研究会を支えてくれたすべての人々への訴えに代えて結びとします。